

令和3年第1回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和3年11月26日(金) 10時00分
場 所 301 会議室

○提出議題（22件）

- 高農議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
高農議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出審議のこと(1)
報告 第34号 農地法第3条の3第1号の規定による届出のこと(5)
報告 第35号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(3)
報告 第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(4)
報告 第37号 農地法第18条第6項の規定による届出のこと(3)
報告 第38号 農地利用変更届出のこと(1)

○出席委員（12名）

1番	三好 覚	2番	中谷 清隆
3番	中森 均	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	穴田 正平
7番	西村 一志	8番	
9番	北原 知子	10番	
11番	松本 和人	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	井神 兄雄

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局長	大内 喜樹
事務局主幹	尾塩 昌昭
〃 事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局（1名）

産業振興課	松本 剛
-------	------

議　事　内　容

事務局

皆さん、おはようございます。第11回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきました議案でございますが、高農議第30号～第33号の6件、報告第34号～報告第38号の16件、併せて22件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議　長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第11回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により13番の芦谷委員さん、14番の井神委員さん、よろしくお願ひいたします。
それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。

高農議第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第30号は農地法第3条第1項の許可申請でございます。

(高農議第30号、1番、2番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議　長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。荒井・阿弥陀地区お願いします。

12番

事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

1番

荒井地区委員としても問題ないと思います。

議　長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)

各委員

異議の声がありませんので、高農議第30号は承認されました。

続きまして**高農議第31号**「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第31号は農地法第4条第1項の許可申請でございます。

(高農議第31号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議　長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保地区お願いします。

2番

事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。

議　長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議　長

異議の声がありませんので、高農議第31号は承認されました。

続きまして**高農議第32号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の

	こと」を議題といたします。
事務局	事務局説明願います。
	高農議第32号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
	(高農議第32号、 1番、 2番を読み上げる)
	別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保・阿弥陀地区お願ひします。
2番	事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
12番	阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
議長 各委員	この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議の声がありませんので、高農議第32号は承認されました。
	続きまして 高農議第33号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出審議のこと」を議題といたします。
事務局	事務局説明願います。
	高農議第33号は農地法第5条第1項第7号の届出でございます。届出については、専決処理することができるとなっておりますが今回隣接者の同意書が取れていないので総会での審議とさせていただいております。
	(高農議第33号、 1番を読み上げる)
	別紙疎明書と理由書の内容を確認してください。
	(疎明書・理由書について説明する。)
	以上、よろしくお願ひします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。米田地区お願ひします。
6番	疎明書の内容ですが、令和2年11月21日に土地家屋調査士と隣接地の所有者が境界について立会し同意、土地利用については宅地と駐車場で同意した。
	後日、同意書に転用目的が記入されていなかったため何が建つかわからないと不信感をもって記入するように依頼した。
	仲介業者に転用目的を記入するように言っても記入しなかった。土地利用計画の提出を求めたら漫画的なもので宅地と駐車場と空き地が記入された図面を見せてもらいその空き地の建物がなにか聞いても何も言わないので余計に不信感を持ったと聞いている。
	私も土地家屋調査士との話の中で住宅3軒建てて駐車場にすると聞いていたが申請は露天資材置場になっている。
1番	転用目的が変わっている様子なのでもう一度届出をやり直してもらったらどうですか。
議長	きちんとした図面と書類をつくって同意をもらってもらうということでおろしいか。
各委員	(「異議なし」の声あり)

議長	異議の声がありませんので、高農議第33号を終わります。
事務局	続きまして報告 第34号 「農地法3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
議長	報告第34号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、5件ございます。
各委員	(報告第34号、1番～5番を読み上げる)
議長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等はありますか。
各委員	なし。
議長	続きまして報告 第35号 「農地法4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第35号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3件ございます。
議長	(報告第35号、1番～3番を読み上げる)
各委員	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等はありますか。
議長	なし。
各委員	続きまして報告 第36号 「農地法5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第36号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、4件ございます。
議長	(報告第36号、1番～4番を読み上げる)
各委員	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等はありますか。
議長	なし。
各委員	続きまして報告 第37号 「農地法18条第6項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第37号は農地法第18条第6項の規定による届出で、3件ございます。
議長	(報告第37号、1番～3番を読み上げる)
各委員	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等はありますか。
議長	なし。
各委員	続きまして報告 第38号 「農地利用変更届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第38号は農地利用変更届で、1件ございます。
議長	(報告第38号、1番を読み上げる)
各委員	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等はありますか。
議長	なし。
各委員	以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前 11 時 50 分

議事録署名委員

芦谷 博務委員

井神 兄雄委員